

PARKERS TOKYO 会員規約

「第1章 総則」

第1条 (総則)

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、「PARKERS TOKYO」（以下「本クラブ」といいます）を、第3条に定める会員（以下「会員」といいます）が利用する場合に適用するものとします。

第2条 (目的)

本クラブの目的は、地域の公園を活用したアウトドアフィットネス、およびヨガ・ボルダリングを通じ、健康的なライフスタイルを提案し、会員の健康を増進、体力強化ならびに会員相互の親睦を図るとともに地域社会に於ける明るいコミュニティ作りに寄与することとします。

「第2章 会員」

第3条 (会員)

会員とは、本規約を承認し、第7条に定める所定の手続きを経て本クラブが入会を承認した方をいいます。ただし、次の各号に該当する方は入会できません。

- 一 暴力団員、暴力団関係者、その他これに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）、または反社会的勢力に関係のある方
- 二 本クラブの各施設（以下「本施設」といいます）において刺青、タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティングなどを含む）を露出させるおそれのある方
- 三 本クラブの秩序を乱し、他の会員に迷惑をかけるおそれのある方
- 四 その他、本クラブが会員として不相当と認める方

第4条 (規約等の遵守)

会員は、本規約、および本クラブが別途定める料金表（以下「料金表」といいます）、本クラブ入会手続き表（以下「手続き表」といいます）、個別の通知等の細則（以下「細則」といいます）の各種事項を遵守するものとします。

第5条 (会員種別)

本クラブの会員種別及び各要件は料金表に記載する通りです。

第6条 (譲渡禁止)

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第7条 (入会手続き)

本クラブへ入会する方は手続き表に定める所定の入会申込み手続きを行い、本クラブの承認を得たうえ、手続き表に定める入会時に一括して支払う諸費用（以下「入会諸費用」といいます）をお支払いいただきます。

第8条 (会費の支払い)

会員は入会諸費用を含む料金表に記載する会費等（以下「会費等」といいます）を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。

第9条 (会費等の返還)

既収の会費等又は入会諸費用については、法令の定め、または本クラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第10条 (会員証)

- 1 本クラブは、会員に対して本クラブの会員証（以下「会員証」といいます）を発行するものとします。
- 2 会員証は会員本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡はできないものとします。
- 3 会員は、本クラブ利用時には、その都度会員証を提示するものとします。
- 4 会員は、会員証を紛失した場合、直ちに本クラブに届出て、再発行を受けるものとし、本クラブが別途定める手数料を支払うものとします。

第11条 (各種届出)

- 1 会員は、会員種別変更、休会、退会、会費等の支払い方法の変更、会員情報の変更（e-mail アドレス、住所、氏名、電話番号等）等の各種手続きを行う場合、手続き表に定める所定の手続きを行うものとします。
- 2 前項に定める事務手続きは、本クラブが行うものとします。

第12条 (会員資格の一時停止・抹消)

本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告を要することなく会員資格の一時停止または抹消を行うことができるものとし、会員はこれに対し何ら異議を申し述べないものとします。

- 一 第8条に定める会費等、その他の費用の支払を怠った場合
- 二 本クラブの名誉、信用を損なった場合
- 三 本クラブの秩序を乱した場合
- 四 第7条に定める入会申込み手続きにて虚偽の内容を届け出たことが発覚した場合
- 五 本規約および細則その他本クラブが別途定めた事項に違反した場合
- 六 本施設および付帯設備等を故意に損壊した場合
- 七 その他、前第一号から第六号に類似し、第2条に照らし、本クラブが会員として著しく不相当であると認めた場合

第13条 (遵守事項)

会員は、本クラブの利用にあたり、次の各号の事項を予め承諾し、遵守するものとします。

- 一 他の会員と協調性をもって行動すること
- 二 本クラブの許可なく本施設内または本クラブが提供する「スタジオプログラム/アウトドアフィットネスプログラム/ボルダリングプログラム」（以下「プログラム」といいます）参加中での商業行為、政治・宗教 活動、またはこれに類する行為を行わないこと
- 三 本クラブの許可なく本施設内またはプログラム参加中での営業目的での写真撮影ならびにソーシャル・ネットワーキング・サービスへの掲載を行わないこと
- 四 他の会員の迷惑となる行為を行わないこと

「第3章 本クラブの利用」

第14条 (サービスの内容)

- 1 本クラブにおいて会員が利用できるサービスは、本施設の利用およびプログラムへの参加とします。なお、本施設の利用およびプログラムへの参加に関する詳細は、細則によるものとします。
- 2 本クラブは、必要に応じて、本施設およびプログラムの内容を変更することができるものとします。

第15条 (利用時間・休館日)

本クラブの利用時間は原則として次のとおりとします。ただし、季節により利用時間の一部変更、メンテナンス等のために必要な利用時間の変更や休館日の設定を行う

ことがあります。

【本クラブ利用時間】

平日：7:00～22:00

土日祝：8:00～18:00

※ランニングステーション最終受付は閉館の1時間前とします

【定休日】

12/31～1/3、2月第3火曜日

第16条（同伴について）

会員は、本クラブが事前に承諾した場合を除き、会員以外の第三者および盲導犬・聴導犬・介助犬等の特例を除くペット等（以下「同伴者等」といいます）を本施設内に同伴させることができないものとします。なお、本クラブから同伴者等に関し事前に承諾を得た場合、会員は、当該同伴者等に対し会員と同様に本規約を遵守させる責を負うものとし、当該同伴者等の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者が損害を被った場合、その損害の一切を賠償する責を負うものとします。

第17条（損傷）

会員は、自らの責に帰すべき事由により本施設、付帯設備、什器、備品等を破損・紛失した場合、直ちに本クラブに連絡するとともに、当該破損等の修復に要する費用を全額負担するものとします。

「第4章 その他」

第18条（本クラブの閉鎖・変更）

- 1 天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化、その他本クラブおよび会員の責に帰さない事由により本クラブの運営継続が困難となる事情が生じた場合、本クラブの全部もしくは一部を閉鎖し、またはその利用を制限することがあります。
- 2 前項により本クラブを閉鎖した場合、本クラブは全ての会員を退会させることができるものとし、これに対する一切の補償を行わないものとします。
- 3 会員は、前2項の場合においても、本クラブに対し何らの異議を申し立てないものとします。

第19条（免責事項）

- 1 本クラブは、本施設内またはプログラム参加中の怪我や事故、貴重品・手荷物などの盗難・紛失、その他本クラブの利用により発生した会員の損害に関し、本クラブの責に帰すべき事由によるものを除き一切の責任を負わないものとします。
- 2 会員は、他の会員または第三者との間において紛争が生じた場合、自らの責任と費用負担をもって処理解決するものとし、本クラブに何らの迷惑、損害もかけないものとします。

第20条（個人情報の取扱い）

- 1 本クラブは、会員から取得した個人情報を適切に取り扱うものとします。
- 2 本クラブは、会員の個人情報を次の各号の目的のために利用するものとします。
 - 一 本クラブのサービスの提供およびこれに関する申込受付等の事務手続き

- 二 本クラブからのサービス、イベント、新製品等に関する営業案内
- 三 マーケティング調査、商品開発およびこれを目的とするアンケート依頼
- 四 イベント等の企画、運営、管理、その他の諸対応
- 五 緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他諸対応
- 六 その他、別途会員から得た同意の範囲内での利用

3 本クラブは、会員の個人情報について、前項の利用目的の実施に必要な範囲内において、第三者に個人情報を開示するものとします。

4 本クラブは、前項に定めるもののほかは、会員の個人情報について、会員の同意なく第三者に提供または開示しないものとします。ただし、法令により開示を求められた場合は、この限りではありません。

5 本クラブは、個人情報の漏えいや不正アクセスを予防するために、従業員の教育を徹底し、安全対策を講じるとともに、個人情報が含まれる紙媒体や電子媒体を厳正に管理するものとします。

第21条（反社会的勢力の排除）

- 1 本クラブは、現在および将来において、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、保証します。
- 2 本クラブは、会員が次の各号の一に該当した場合には、何らの通知、催告を要することなく会員資格を抹消することができるものとします。
 - 一 会員が、反社会的勢力であることが判明したとき
 - 二 自らまたは第三者を利用して、本クラブに対し、暴力的行為、脅迫的言辞、偽計、または威力を用いて信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などをしたとき
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本クラブへの入会および利用をしたとき
- 3 会員は、前項により会員資格が抹消された場合、クラブが被った損害を賠償する責を負うものとします。

第22条（規約の改正）

- 1 本クラブは、本規約の変更をする場合、適切な期間を別途定め、会員に通知または会員が容易に知りうる方法で告知することにより、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。
- 2 前項の告知期間において、会員は規約の変更に異議があるときは、退会の申出をすることができます。
- 3 第1項の告知期間において前項の申出をしないときは、本規約の変更について同意したものとみなします。

第23条（管轄裁判所）

会員と本クラブとの間において訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

2020年7月制定

2021年6月改定

2022年4月改定

<本クラブ入会手続き表>

入会方法	本クラブのオンライン入会ページからご入会 (ご自宅または本クラブの窓口など) ※1		本クラブの窓口からご入会	
入会可能な 会員種別 及び会費等 の支払い方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー会員 ・平日デイ会員 ・平日ナイト&休日会員 	クレジット カード決済 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー会員 ・平日デイ会員 ・平日ナイト&休日会員 	口座振替 ※4
			<ul style="list-style-type: none"> ・KIDS アウトドア フィットネス会員 ・KIDS ボルダリング会員 ・法人会員契約に 基づく利用者会員 ※3 	クレジットカード 決済 または 口座振替 ※5
			<ul style="list-style-type: none"> ・都度利用会員 	利用時支払い
入会時に必 要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の携帯電話 (スマートフォン) またはインターネット接続が可能なタブレット、ノートパソコン ・クレジットカード 		<p><会費等の支払いがクレジットカード決済の方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の携帯電話 (スマートフォン) またはインターネット接続が可能なタブレット、ノートパソコン ・クレジットカード ・身分証明書 <p><会費等の支払いが口座振替の方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の携帯電話 (スマートフォン) ・口座振替用の金融機関のキャッシュカード ・身分証明書 	
入会諸費用	<p><登録料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料 ※2 <p><会費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月間無料トライアルとなるため、無料 ※2 		<p><登録料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,100 円 (消費税等相当額を含む) ※4 ※5 <p><会費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月分の月会費 ※4 ※5 	
会費	別途料金表をご参照ください。			
会費の支払 い時期	毎月 27 日 ※6			
1 ヶ月間無 料トライア ル後の会員 継続	<p><会員継続を希望する方></p> <p>手続き不要 ※2</p> <p><会員継続を希望しない方></p> <p>1ヶ月間無料トライアル終了日までに本クラブの窓口にて、退会または都度利用会員への変更をお申し入れください。 ※7</p>			
会員種別変 更の届け出	会員種別を変更する場合は、変更を希望する月の前月の 10 日までに、本クラブに対し所定の用紙にてお申し入れください。なお、手数料として 550 円 (消費税等相当額を含む) をお支払いいただきます。			
休会の届け 出	休会を希望する場合、月の初日を休会日とし、休会日の属する月の前月の 10 日までに本クラブに対し所定の「休会届」をお申し入れください。なお、休会中の取扱いについては、「休会届」および細則によるものとします。			
退会の届け 出	退会を希望する場合、月の末日を退会日とし、退会日の属する月の当月の 10 日までに本クラブに対し所定の「退会届」をお申し入れください。			
会費の支払 い方法の変 更届け出	会費の支払い方法に変更がある場合、変更を希望する月の前月の 10 日までに、本クラブに対し所定の用紙にてお申し入れください。			
会員情報の 変更届け出	会員情報 (e-mail アドレス、住所、氏名、電話番号等) に変更が生じた場合、本クラブへ速やかに届け出てください。			

※1 レギュラー会員、平日デイ会員、平日ナイト&休日会員へのご入会をご希望で、クレジットカードをお持ちの方は、ご自宅または本クラブの窓口等にて、本クラブのホームページへアクセスいただき、本クラブのオンライン入会ページからご入会いただけます。

※2 入会諸費用はかかりません。会員を継続された場合、継続 1 ヶ月目 (分割された月会費*) + 継続 2 ヶ月目 (通常) が 1 ヶ月間無料トライアル期間終了後から 10 日以内にクレジットカード決済されます。(*詳しくは別途料金表をご参照ください。)

その後の会費のお支払いは1ヶ月間無料トライアル期間終了後の継続3ヶ月目の会費から、クレジットカード決済にてお支払いいただきます。

- ※3 法人会員契約に基づく利用者会員は、本クラブと法人会員契約を締結している法人に所属している利用対象者向けに設けられている会員種別であり、一般の方は法人会員契約に基づく利用者会員へのご入会はいただけません。法人会員契約に基づく利用者会員の会費等は別途法人会員規約の提供条件にて定めます。
- ※4 レギュラー会員、平日デイ会員、平日ナイト&休日会員へのご入会をご希望で、クレジットカードをお持ちでない方は、会費の支払い方法が口座振替となり、本クラブの窓口にてご入会お手続きをいただきます。入会諸費用として、登録料および2ヶ月分の月会費*をいただきます。（*ご入会日に合わせて、10日毎3分割制による月会費（以下「分割された月会費」といいます。）をご用意しております。ご入会日によっては、分割された月会費が適用されます。詳しくは別途料金表をご参照ください。）
その後の会費のお支払いは3ヶ月目の会費から、口座振替にてお支払いいただきます。
- ※5 KIDS アウトドアフィットネス会員、KIDS ボルダリング会員、法人会員契約に基づく利用者会員へのご入会をご希望の方は、入会諸費用として、登録料および2ヶ月分の月会費*をいただきます。（*ご入会日に合わせて、10日毎3分割制による月会費（以下「分割された月会費」といいます。）をご用意しております。ご入会日によっては、分割された月会費が適用されます。詳しくは別途料金表をご参照ください。）
その後の会費のお支払いは3ヶ月目の会費から、クレジットカード決済または口座振替にてお支払いいただきます。
- ※6 会費は原則として、翌月分の前払いとします。なお、27日が金融機関休業日である場合、会費の支払い方法が口座振替の方については、直後の金融機関営業日を口座振替日とします。
- ※7 都度利用者会員への変更に際しては、手数料550円（消費税等相当額を含む）がかかります。